

2025年12月26日

## 気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当庫は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

### I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

#### 1. グリーンローン

##### (1) 対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

##### (2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

例外として、当庫が策定したフレームワークにより組成するグリーンローンについては、フレームワークに対し、独立した第三者機関から、グリーンローン原則等への適合性について外部評価を取得しています。個別案件については、ビジネス企画部がフレームワークに基づくプロジェクトの適格性を確認し、評価書を作成することで、上記基準への適合性を判断しています。作成した評価書について、サステナビリティ推進室が検証を行っています。

## 2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

### （1）対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。なお、サステナビリティボンドについては、資金証券部、サステナビリティ推進室において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

## 3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

### （1）対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

## (2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、原則として、外部評価を取得していることを確認しています(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む)。

例外として、当庫が策定したフレームワークにより組成する中堅・中小企業等を対象とするサステナビリティ・リンク・ローンについては、フレームワークに対し、独立した第三者機関から、サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性について外部評価を取得しています。個別案件については、ビジネス企画部がフレームワークに基づく適格性を確認し、評価書を作成することで、上記基準への適合性を判断しています(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む)。作成した評価書について、サステナビリティ推進室が検証を行っています。

## 4. サステナビリティ・リンク・ボンド(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)

### (1) 対象投融资の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融资をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン(環境省)
- ・気候ボンド基準(Climate Bonds Initiative)

### (2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む)。

## 5. トランジション・ファイナンス

### (1) 対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

### (2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当庫では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当庫独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス：次の3つの要件をすべて満たす投融資である場合、対象融資として判断しています。

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合するものとして独立した第三者による外部評価を得た投融資であること
- ② 投融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③ 投融資の実行期間中、投融資先自身が KPI 達成状況を年1回以上確認し、当庫へ開示すること

#### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

ポジティブ・インパクト・ファイナンスの基準をビジネス企画部が策定し、上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

当庫の策定したフレームワークにより組成するポジティブ・インパクト・ファイナンスについては、フレームワークに対し、独立した第三者機関から、ポジティブ・インパクト金融原則等への適合性について外部評価を取得しています。個別案件の適合性については、株式会社商工中金経済研究所がインパクトの分析・評価を実施したうえで、独立した第三者機関による外部評価を取得し、上記基準への適合性を確認しています。また、KPI 達成状況の確認については、当庫と株式会社商工中金経済研究所が連携して行い、達成に向けた支援を行っています。

## 2. 類型その2

### (1) 対象投融資の基準

当庫では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当庫独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス：当庫以外の金融機関がアレンジャーとなって行うポジティブ・インパクト・ファイナンスにシンジケート・ローン形式で参加する場合、および投融資先自身が定めるもしくは投融資先が指定する他の金融機関が策定したフレームワークに基づくポジティブ・インパクト・ファイナンスについては、以下の3つの要件を満たす場合、対象投融資として判断します。

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合するものとして独立した第三者による外部評価を得た投融資であること
- ② 投融資先が気候変動対応に紐づく KPI を設定していること
- ③ 投融資の実行期間中、KPI 達成状況を、投融資先自身が年1回以上確認し、当庫もしくはエージェント等へ開示すること

### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準については、サステナビリティ推進室が策定し、上記基準への適合性の判断にあたり、本部部署もしくは営業店にて外部評価を取得していることを確認しています。エージェント等が行う KPI 達成状況の確認については、年に1回以上、エージェント等によるエンゲージメント含め営業店による確認を行います。